

堺個審第21-1-2号

(答申第160号)

令和5年4月11日

堺市教育委員会様

堺市個人情報保護審議会

会長 矢口 智



諮問第21-1号事案に対する答申

令和3年7月12日付け堺教政第658号で諮問のありました下記の諮問案件について、審議の結果、別紙のとおり答申します。

記

審議案件	開示請求に対する一部開示決定処分を不服とする審査請求に係る審議
対象公文書	いじめ防止等対策推進委員会資料 問題行動調査「いじめ報告シート」
実施機関 (処分庁)	堺市教育委員会 (教育委員会事務局 学校教育部 生徒指導課)
諮問実施機関 (審査庁)	堺市教育委員会 (教育委員会事務局 総務部 教育政策課)

答 申

第1 審議会の結論

令和3年7月12日付けで諮問のあった「いじめ防止等対策推進委員会資料」及び「問題行動調査『いじめ報告シート』」について、堺市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定において不開示とした部分のうち、次に掲げる部分以外の部分を開示すべきである。

- ア 審査請求人及び法定代理人（以下「審査請求人等」という。）並びに実施機関職員（教職員を含む）等公務員以外の者の氏名
- イ 審査請求人等が知り得ない事実が記載された部分、審査請求人等以外の者の言動や家庭状況等プライバシーに属する情報を含んでいる部分及び児童、保護者等から聞き取った内容
- ウ 審査請求人等に対する実施機関職員の所見、感想及び今後の対応方針に関する記載
- エ 審査請求人が在籍する学校（以下「A校」という。）で話した内容のうち、法定代理人が知り得ない内容であり、かつ、審査請求人の利益に反すると認められるもの
- オ 「いじめ報告シート」における事案の通し番号及び審査請求人が関係していないいじめ事象の内容

第2 審査請求の経過

- 1 令和2年1月7日、審査請求人は、堺市個人情報保護条例（以下「条例」という。）12条2項及び同13条1項の規定に基づき、「いじめ防止等対策推進委員会資料」及び「問題行動調査『いじめ報告シート』」（以下「本件対象公文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）をした。
- 2 同年1月20日、実施機関は、本件請求に対し一部開示決定（以下「本件処分1」という。）を行い、別表1のとおり理由を付して審査請求人に通知した。
- 3 同年4月10日、審査請求人は、本件処分1を不服として、行政不服審査法2条の規定により審査請求を行った。
- 4 令和4年7月15日、実施機関は、本件処分1を変更し（変更後の処分を以下「本件処分2」という。）、別表2のとおり理由を付して審査請求人に通知するとともに、本件対象公文書の開示部分を拡大した上で審査請求人に開示した。
- 5 令和4年7月～8月頃、審査請求人は本件処分2に変更されたとしても、

審査請求を継続する意思を示した。

第3 審査請求の趣旨（審査請求書原文）

審査請求に係る処分を取り消し、対象文章の本人又は法定代理人に関わる全てを開示するよう求めます。

第4 審査請求人の主張（審査請求書原文）

実施機関が一部開示とした当該文章の内容は、すでに校長と会談を行った内容であり現段階で一部開示にする理由はない。

また実施機関からの報告書に一部誤った内容の記載があり確認の為、全文の公開を求める。一部開示にしている事は不等な報告内容を隠す行為に思われる。不等な報告でないのであれば当事者に対しては、本人及び法定代理人に係る文章の全文を公開することを望む。

第5 実施機関の主張要旨

本件対象公文書には、本件の審査請求人及びその法定代理人以外の者の発言や、実施機関による聞き取り内容などのセンシティブな個人情報が含まれており、第三者に開示されるとなれば、学校生活や社会生活に混乱を生じさせ、学校秩序や地域社会の維持に支障を及ぼすこととなる。

また、第三者に個人情報を開示されるとなれば、いじめについて児童及び保護者等が真実を語らなくなり、その結果、いじめを解決できなくなるおそれがあることや、学校における安全と秩序の維持に支障を及ぼすとともに、学校における事務の適切な遂行に著しい支障を及ぼすこととなる。

さらに、本件対象公文書には児童からの聞き取り内容、児童の言動・心情等の調査内容、指導方針内容等の情報（未成年者個人情報）が含まれており、その情報を保護者に開示すれば保護者との関係が悪化するなど児童の利益を反する事態を招くこととなる。

以上の理由から、条例14条1号、3号、6号オ、7号に該当することから、不開示とした。

第6 審議会の判断

1 本件対象公文書について

本件対象公文書のうち、「いじめ防止等対策推進委員会資料」は、堺市いじめ防止等対策推進委員会（以下「委員会」という。）が実施機関からの諮問を受け、重大いじめ事案に関する事実関係やその背景となる事情の究明の

ために発足させた「いじめ重大事態調査委員会」に対し実施機関から提出された、当該いじめ事案に係る資料「(以下「委員会提出資料」という。)である。その内容は、審査請求人において受けたとされるいじめ事象に関するA校校長から実施機関への報告書と、それに付随する資料から構成されている。

一方、「問題行動調査『いじめ報告シート』」とは、A校において発生したいじめ事象について、発生日、いじめの態様、被害・加害児童生徒名、いじめ対策委員会開催日及び現在の状況を一定の調査期間ごとに取りまとめた表である。

実施機関は、本件処分1では不開示理由を条例14条1号、3号、6号才及び7号としていたが、本件処分2において、不開示理由のうち条例14条3号を削除した。

そこで、当審議会では、本件処分2にかかる対象公文書を見分し、不開示理由である条例14条1号、6号才及び7号の該当性について検討を行った。

2 委員会提出資料における不開示部分の条例14条各号該当性について

(1) 1号該当性について

不開示部分のうち、審査請求人等並びに実施機関職員等公務員以外の者の氏名は、1号に該当する。

また、児童、保護者、実施機関職員等の関係者の発言や行動に関する記述のうち、審査請求人等がない場での話し合いの内容や審査請求人等が知り得ない事実が記載された部分及び審査請求人等以外の関係者の言動や家庭状況等プライバシーに属する情報を含んでいる部分については、開示することにより特定個人が推測されるなど、当該関係者の正当な権利利益を害すると認められるため、1号に該当する。

(2) 6号才該当性について

いじめ事案に係る調査の過程において、児童、保護者等から聞き取った内容を第三者に開示するようなことがあれば、今後他の事案における同種の聞き取りに対して児童及び保護者等が真実を語らなくなり、その結果、いじめを解決できなくなるおそれがあるなど、学校における事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため、6号才に該当する。

また、審査請求人等に対するは実施機関職員の所見、感想及び今後の対応方針に関する記載も、審査請求人等を開示することを前提とせず、かつ、開示により事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるものについては、6号才に該当する。

(3) 7号該当性について

法定代理人が審査請求人に対して行った言動に関して審査請求人がA

校で話した内容のうち、法定代理人が知り得ない内容であり、かつ、審査請求人の利益に反すると認められるものについては、7号に該当する。

以上で条例14条各号の不開示事由に該当すると認められた部分以外の部分は、開示すべきである。

3 問題行動調査「いじめ報告シート」における不開示部分の条例14条各号該当性について

「いじめ報告シート」には、年度ごとの各学期においてA校で発生したいじめ事案について、「事案の通し番号」、「発生日」、「いじめの態様」、「被害児童生徒及び加害児童生徒の学年、組、性別、氏名」、「いじめ対策委員会開催日」及び「現在の状況」の各欄があり、実施機関は、審査請求人が関係するいじめ事案に係る、「発生日」、「いじめの態様」、「児童生徒（審査請求人）の学年、組、性別、氏名」及び「現在の状況」以外の部分を不開示としている。

不開示部分のうち、審査請求人が関係していないいじめ事案については、開示することにより個人の正当な権利利益を害すると認められるため、1号に該当する。

また、「事案の通し番号」は、A校で発生したいじめ事案の件数を間接的に示すものであり、当該件数が他の学校と比較されることによって、堺市内の各学校における事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため、6号オに該当する。

一方、「いじめ対策委員会開催日」について実施機関は、開示することにより委員会が発行する「いじめ重大事態調査報告書」に記載された事案の特定につながり、実施機関の事務の適切な遂行に著しい支障を及ぼすおそれが認められると説明する。しかしながら、「いじめ対策委員会開催日」が明らかになることによって、仮に具体的な事案が特定されることがあるとしても、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすとまでは認められないため、6号オには該当せず開示が妥当である。

以上で条例14条各号の不開示事由に該当すると認められた部分以外の部分は、開示すべきである。

4 結論

以上の理由により、当審議会は「第1 審議会の結論」とおり判断する。

なお、審査請求人等は、本件請求に係る開示請求書は実施機関が代筆したものであり、記載された請求内容に不備があると主張しているが、この当否については当審議会で判断すべき内容ではない。

<別表 1>

開示しない部分	開示しない理由	根拠規定（条例14条）
<p>(1) 開示請求者以外の者に関する個人情報（関係者個人情報）</p>	<p>開示請求者以外の者に関する個人情報（第三者個人情報）であり、開示することにより第三者のプライバシーを侵害するため。 また、第三者に個人情報を開示されるとなれば、いじめについて児童及び保護者等が真実を語らなくなり、その結果、いじめを解決できなくなるおそれがあることから、学校における安全と秩序の維持に支障を及ぼすとともに、学校における事務の適切な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため。</p>	<p>14条1号 開示請求者（当該開示請求者が代理人の場合は、本人をいう。）以外の者に関する個人情報であって、開示請求者に開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害すると認められるもの</p> <p>14条3号 開示することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報</p> <p>14条6号オ 本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、次に掲げるもの （ア～エ 略） オ アからエまでに掲げるもののほか、事務又は事業の性質上、開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの</p>
<p>(2) 実施機関事務局の事務執行に関する情報（教委事務情報）</p>	<p>開示請求者及び当該関係者、関係機関との連絡、協議、指導に関する情報を開示すれば、今後の情報交換や率直な意見交換が妨げられ、当該事務のみならず、今後の同種事務についても、事業の適切な遂行に著しい支障を及ぼすことになるため。</p>	<p>14条6号オ （同上）</p>
<p>(3) 未成年者に関する個人情報（未成年者個人情報）</p>	<p>児童からの聞き取り内容、児童の言動・心情等の調査内容、指導方針内容等の情報（未成年者個人情報）のうち、保護者に開示すれば保護</p>	<p>14条6号オ （同上）</p> <p>14条7号 未成年者の法定代理人によ</p>

	者との関係が悪化するなど児童の利益に反する事態を招く情報であり、そのような事態は児童の利益に反する実施機関事務局が行う事務又は事業の適切な遂行に著しい支障を及ぼすこととなるため。	り開示請求がなされた情報であって、開示することが当該未成年者の利益に反すると認められるもの
--	---	---

<別表2>

開示しない部分	開示しない理由	根拠規定（条例14条）
<p>(1) 開示請求者以外の者に関する個人情報（関係者個人情報）</p>	<p>開示請求者以外の者に関する個人情報（第三者個人情報）であり、開示することにより第三者のプライバシーを侵害するため。 また、第三者に個人情報を開示されるとなれば、いじめについて児童及び保護者等が真実を語らなくなり、その結果、いじめを解決できなくなるおそれがあることから、学校における安全と秩序の維持に支障を及ぼすとともに、学校における事務の適切な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため。</p>	<p>14条1号 開示請求者（当該開示請求者が代理人の場合は、本人をいう。）以外の者に関する個人情報であって、開示請求者により、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害すると認められるもの</p> <p>14条6号オ 本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、次に掲げるもの （ア～エ 略） オ アからエまでに掲げるもののほか、事務又は事業の性質上、開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの</p>
<p>(2) 実施機関事務局の事務執行に関する情報（教委事務情報）</p>	<p>開示請求者及び当該関係者、関係機関との連絡、協議、指導に関する情報を開示すれば、今後の情報交換や率直な意見交換が妨げられ、当該事務のみならず、今後の同種事務についても、事業の適切な遂行に著しい支障を及ぼすことになるため。</p>	<p>14条6号オ （同上）</p>
<p>(3) 未成年者に関する個人情報（未成年者個人情報）</p>	<p>児童からの聞き取り内容、児童の言動・心情等の調査内容、指導方針内容等の情報（未成年者個人情報）のうち、保護者に開示すれば保護者との関係が悪化するなど児童の利益に反する事態を招く情報であり、そのような事態は児童の利益に反する実施機関事務局が行う事務又は事業の適切な遂行に著しい支障を及ぼすことになるため。</p>	<p>14条6号オ （同上）</p> <p>14条7号 未成年者の法定代理人により開示請求がなされた情報であって、開示することが当該未成年者の利益に反すると認められるもの</p>

(参考) 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年 7月12日	諮問書の受理
令和3年10月13日	審 議
令和3年11月15日	審 議
令和3年12月10日	審 議
令和4年 8月 9日	審 議
令和4年 9月 7日	審 議
令和4年10月14日	審 議
令和4年11月18日	審 議
令和4年12月16日	審 議
令和5年 1月11日	審 議
令和5年 2月16日	審 議
令和5年 3月24日	審 議
令和5年 4月11日	答 申

(参考) 堺市個人情報保護審議会委員

氏名	所属等	備考
矢口 智春	弁護士	会長
岡本 大典	弁護士	会長職務代理者
青木 賜鶴子	大阪公立大学大学院 現代システム科学研究科教授	～R5. 1. 31
赤木 俊夫	株式会社NHK グローバルメディアサービス 執行役員西日本支社長	～R5. 1. 31
高野 恵亮	大阪公立大学大学院 都市経営研究科教授	
田中 雅人	堺商工会議所常議員 大阪ガス株式会社 大阪・奈良・和歌山地区 統括支配人	～R5. 3. 31
松本 未希子	桃山学院大学 法学部法律学科講師	R5. 2. 1～